

東京都からの主な意見及び対応等について

別紙2

編・項目	頁	東京都意見	対応案							
<b>震災編</b>										
<b>第2部</b>										
1	第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	104	5 下水道 貴市の広報内容として、下水道使用自粛(節水の呼びかけ 水洗トイレの使用自粛)についてもご検討されてはいかがでしょうか。(下水道局)	次のとおり追記する。  復旧作業の長期化が予想される場合は、下水道使用自粛(節水水洗トイレの使用自粛)について呼びかける。						
2	第7章 医療救護等の対策	185	2 - 2 広域火葬の実施 「広域火葬」が明記されておりますが、文章上には市の対策内容について記載がありません。都の地域防災計画や他区市町村の地域防災計画の内容を参考の上記載した方が良いものと考えます。(福祉保健局)	意見を踏まえ、次の内容を追記する。  市は、府中の森市民聖苑等、平常時に使用している火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 都の調整のもと、割り振られた火葬場における火葬に必要な事項、手順等を確認する。 遺体の搬送のため必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受け、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対し、遺体搬送手段の確保を要請する。 広域火葬終了後、火葬数等の実績について都へ報告する。						
3	第8章 帰宅困難者対策	190	1 - 1「東京都帰宅困難者対策条例」の概要 都地域防災計画P403の最上段を参考に努力義務とされている事項について「努力義務」であることが分かるように記載したほうがよいのではないのでしょうか。(総務局)	意見のとおり、努力義務が分かるように表を修正する。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">一斉帰宅の抑制の推進</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">市民の取り組み (努力義務)</td> <td>「むやみ・・・・・・・・・・。 家族との・・・・・・・・・・。</td> </tr> <tr> <td>事業者等の取り組み (努力義務)</td> <td>従業員の・・・・・・・・・・。 従業員へ・・・・・・・・・・。 従業員と・・・・・・・・・・。 駅や集客・・・・・・・・・・。 学校等に・・・・・・・・・・。</td> </tr> </tbody> </table>	一斉帰宅の抑制の推進		市民の取り組み (努力義務)	「むやみ・・・・・・・・・・。 家族との・・・・・・・・・・。	事業者等の取り組み (努力義務)	従業員の・・・・・・・・・・。 従業員へ・・・・・・・・・・。 従業員と・・・・・・・・・・。 駅や集客・・・・・・・・・・。 学校等に・・・・・・・・・・。
一斉帰宅の抑制の推進										
市民の取り組み (努力義務)	「むやみ・・・・・・・・・・。 家族との・・・・・・・・・・。									
事業者等の取り組み (努力義務)	従業員の・・・・・・・・・・。 従業員へ・・・・・・・・・・。 従業員と・・・・・・・・・・。 駅や集客・・・・・・・・・・。 学校等に・・・・・・・・・・。									
4	第8章 帰宅困難者対策	192	1 - 6 府中市帰宅困難者対策協議会の設置 「府中市帰宅困難者対策協議会の設置」とありますが、府中市企業防災協議会とメンバーがほとんど変わらないためその中で帰宅困難者対策を検討していると伺っています。 帰宅困難者対策協議会については、マスコミからの問い合わせも増えてきており、府中市企業防災協議会とほぼ同じ現段階では、協議会を新たに設置しているとは言いがたいのではないかと感じますので、記載の内容、協議会のあり様等検討をお願いします。(総務局)	府中市企業防災協議会の構成員との重複はあるが、府中市帰宅困難者対策協議会は設置されていることから、原文のままとする。 なお、双方の協議会の役割分担については今後検討していく。						

東京都からの主な意見及び対応等について

別紙2

編・項目	頁	東京都意見	対応案
5 第9章 避難者対策	212	2「避難場所」及び「避難所」の指定 都地域防災計画では、 「地域避難場所」「一時集合場所」 「指定避難場所」及び「広域避難場所」「避難場所」 「福祉避難所」「二次避難所」 としています。 都地域防災計画との整合について、今後、検討をお願いします。 (総務局)	市民等からの意見を踏まえ、防災会議において検討し、名称を見直した。 なお、名称の整理であり、避難の概念や市民の避難行動は変わっていないことから原文のままとする。 ただし、整合については、考慮していく必要があるものと考えております。
6 第10章 水・食料・生活必需品の確保	262	5 物資の輸送 物資について、備蓄を含め具体的な検討を願います。(倉庫から避難所までの搬送手段、支援物資・調達物資の仕分け場所や仕分け方法など) (総務局)	手順や任務分担など詳細な内容を記載することとなることから、本計画には定めず、下位計画(災害対策本部マニュアル)において定めることとする。
7 第12章 市民の生活の早期再建	290	9 がれき処理 ・表中の市の役割1つ目の において、「東京都震災がれき処理マニュアル」に沿って対応とありますが、当該マニュアルは市区町村がこれに基づき対応できるようなマニュアルの中身とはなっていないことから、都から各市区町村に作成をお願いしているがれき処理マニュアルについての記載を検討願います。 (環境局)	本章の予防対策に「府中市震災がれき処理マニュアル」の策定について記載するとともに、本ページ(応急対策)では、事前策定する同マニュアルに沿って対応することを記載する。
<b>第3部</b>			
8 第1章 府中市災害復興本部の設置	328	第4節 府中市災害復興本部の分掌事務 都は、区市町村と東京都の役割分担を踏まえ、区市町村が主体的に実施すべき復興施策の事項を中心に、標準的な活動指針として「区市町村震災復興標準マニュアル」を平成21年に作成しており、各市区町村におかれては、本マニュアルを参考とし、いざというときにとるべき行動や施策をあらかじめ各所管が検討しておくことにより、復興をより迅速かつ円滑に推進することが可能であるため、それぞれの地域の特性を反映した、「生活の復興」と「都市の復興」について実効あるマニュアルを作成していただくようお願いしているところである。 「区市町村震災復興標準マニュアル」を参考に貴市独自の震災復興マニュアルを各所管で検討のうえ策定し、貴市の地域特性を反映した「生活の復興」と「都市の復興」のための事務分担を含めた準備をより一層進められることが望まれる。 (総務局)	意見を踏まえ、東京都が作成した「区市町村震災復興標準マニュアル」を参考とし、「府中市震災復興マニュアル」を事前策定することを記載する。
9 第2章 府中市災害復興計画の策定	329	貴市におかれては、都市復興マニュアル及び市街地復興整備条例が未制定なことから同マニュアル及び条例の制定に関する記述についてご検討いただきたい。 (都市整備局)	復興マニュアルの事前策定については追記する。 なお、復興整備条例は、市のその他条例や計画などの整備による防災の体系的な再構築も含めて、制定に向けた検討を進めていく必要があることから、具体的記載はしないこととする。

その他、東京都地域防災計画との整合を図るため、文言や表現の統一などの軽微な修正を実施